

## 子ども・子育て会議について

### 1 設置根拠

#### ○「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。)第 77 条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

### 2 役割

#### ○子ども・子育て支援法における所掌事項

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について(法第 31 条第 2 項)
- (2) 地域型保育事業(小規模保育事業等)の利用定員の設定について(法第 43 条第 3 項)
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関し、意見する。(法第 61 条第 7 項)
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

#### ○新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行う

### 3 平成 28 年度の主な審議事項

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理
- (2) 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用定員の確認
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議